FUJIYAMA International 株式会社では現在、コロナウィルス特例約款を設けており、お申込後のご請求書発行はご出発の1カ月前、お申込後の変更も請求 書発行までは1回まで無料(2回目以降1回の変更につき11,000円)でご案内しております。

【通常約款】留学開始前の変更

渡航日より起算して遡って 60 日以降に、申込者の都合あるいは当社の責によらない事由により、受講校の変更をご希望の場合、変更手数料として 1 件の変更につき 10,000 円を申し受けます。

渡航日より起算して遡って60日目以降に、申込者の都合あるいは当社の責によらない事由により、出発日/帰国日の変更、開始日/終了日の変更、受講/滞在期間の変更、受講コースの変更、滞在方法の変更、空港出迎え手配の変更などをご希望の場合、変更手数料として10,000円を申し受けます。また上記1・2の変更に伴い受入機関(留学先)から別途変更手数料、取消料、手配料などを請求される場合は、上記変更手数料に追加して申込者にご負担いただきます。

ただし「13.免責事項」の 1 (a), (b), (c), (d) の事由により留学先や留学時期などを変更される場合はこの変更手数料は請求しません。

渡航日より起算して遡って 60 日以前の留学開始前の変更手続きにつきましては、1 回まで無料、2 回目以降は渡航日より起算して遡って 60 日以前であっても変更手数料として 1 回につき 10,000 円を申し受けます。

【コロナ特例約款】留学開始前の変更

渡航日より起算して遡って30日以降に、申込者の都合あるいは当社の責によらない事由により、受講校の変更をご希望の場合、変更手数料として1件の変更につき10,000円を申し受けます。

渡航日より起算して遡って30日目以降に、申込者の都合あるいは当社の責によらない事由により、出発日/帰国日の変更、開始日/終了日の変更、受講/滞在期間の変更、受講コースの変更、滞在方法の変更、空港出迎え手配の変更などをご希望の場合、変更手数料として10,000円を申し受けます。また上記1・2の変更に伴い受入機関(留学先)から別途変更手数料、取消料、手配料などを請求される場合は、上記変更手数料に追加して申込者にご負担いただきます。

ただし「13.免責事項」の 1 (a), (b), (c), (d) の事由により留学先や留学時期などを変更される場合はこの変更手数料は請求しません。

渡航日より起算して遡って30日以前の留学開始前の変更手続きにつきましては、1回まで無料、2回目以降は渡航日より起算して遡って30日以前であっても変更手数料として1回につき10,000円を申し受けます。

【通常約款】取消料

- (a) 渡航日より起算して遡って60日以前に解除の場合:取消料なし(また留学先から請求される費用がある場合はその実費は申込者が負担)。
- (b) 渡航日より起算して遡って 60 日以降 30 日以前に解除の場合:留学費用の 10% (また留学先から請求される費用がある場合はその実費は申込者が負担)。
- (c) 渡航日より起算して遡って 30 日以降 14 日以前に解除の場合:留学費用料の 20% (また留学先から請求される費用がある場合はその実費は申込者が負担)
- (d) 渡航日より起算して遡って 14 日以降 7 日以前に解除の場合: 留学費用の 30% (また留学先から請求される費用がある場合はその実費は申込者が 自相)
- (e) 渡航日より起算して遡って7日以降3日以前に解除の場合:留学費用の50%(また留学先から請求される費用がある場合はその実費は申込者が負担)
- (f) 渡航日より起算して遡って3日以降渡航前日に解除の場合:留学費用の80%(また留学先から請求される費用がある場合はその実費は申込者が負担)
- (g) 渡航日及び留学開始後に解除の場合:留学費用の 100% (また留学先から請求される費用がある場合はその実費は申込者が負担)

変更後のキャンセルについては、初回申込時のご渡航日を留学開始日とし、取消料を申込者に請求します。クレジットカード決済の場合、決済代行業者 が徴収する手数料を差し引いて返金します。

【コロナ特例約款】取消料

- (a) 渡航日より起算して遡って30日以前に解除の場合:取消料なし(また留学先から請求される費用がある場合はその実費は申込者が負担)。
- (b) 渡航日より起算して遡って 30 日以降 14 日以前に解除の場合: 留学費用料の 20% (また留学先から請求される費用がある場合はその実費は申込者が負担)
- (c) 渡航日より起算して遡って 14 日以降 7 日以前に解除の場合: 留学費用の 30% (また留学先から請求される費用がある場合はその実費は申込者が負担)
- (d) 渡航日より起算して遡って7日以降3日以前に解除の場合:留学費用の50%(また留学先から請求される費用がある場合はその実費は申込者が負担)
- (e) 渡航日より起算して遡って3日以降渡航前日に解除の場合:留学費用の80%(また留学先から請求される費用がある場合はその実費は申込者が負担)
- (f) 渡航日及び留学開始後に解除の場合:留学費用の 100%(また留学先から請求される費用がある場合はその実費は申込者が負担)

変更後のキャンセルについては、初回申込時のご渡航日を留学開始日とし、取消料を申込者に請求します。クレジットカード決済の場合、決済代行業者 が徴収する手数料を差し引いて返金します。